

教科書におけるフランス革命論の誤り (2)

—『世界史』山川出版社の場合— その1

小林 良 彰

- I 王権が地方領主の領地の中に入り込めないと書く間違い
- II 王権もまた領主の組織したものであったことを書くべきである
- III 絶対主義の一般理論とフランス絶対主義の解釈がくいちがっている
- IV 領地, 土地所有, 貢租, 地代の用語を混同している
- V 貢租の重さを誇張しすぎている
- VI 誤解の種をまく「中産市民」と「上層市民」の表現
- VII テュルゴー, ネッケルの役割にたいする誤解
- VIII バスチーユ占領を下層市民の蜂起に結びつける間違い
- IX バスチーユ, 農民一揆, 封建的特権の廃止の筋書が誤まっている
- X 国民議会の改革について間違った説明をしている
- XI フイヤン派とジロンド派の説明が十分ではない
- XII ジャコバン派の台頭を論じるのが早すぎる
- XIII ジャコバン派の役割の過大評価について
- XIV 付録 この論文に関係する教科書の原文

I 王権が地方領主の領地の中に入り込めないと 書く間違い

前回の『詳説世界史』におけるフランス革命の記述については、その間違いを批判するとき、かなり詳しい論証をともなった。これ以後の批判について、同じ論証をくりかえすのはくどくなるので、問題点を指摘しつつ、『詳説世界史』と同じ種類の間違いに関しては、最初の論文に立ち帰ることにして筆を進めたい。したがって、今後の論証について舌足らずと

思うところがあれば、読者はこれ以前の『詳説世界史』にたいする批判を
読み合せてもらいたい。さて、前の文章に続くものとして、絶対主義の一
般理論からはじめよう。

この教科書『世界史』では、絶対主義以前のヨーロッパにおける封建制
度を説明するとき、封建諸侯の独立的存在について正確に書いている。こ
れは、絶対主義と中世中期の封建社会を比較するための正しい描き方であ
る。しかし、絶対主義が形成されてからも、「地方領主による社会・経済
的な農民支配はまだ長くたもたれ²」と書いて、絶対主義の時代には地方領
主だけが生き残ったかのように書いている。

そうすると、この文章から読者は、絶対主義のもとでは地方領主の領地
が一方にあり、他方では国王の権力のおよぶ地域があり、全国の領地はこ
の二つにわかれているのであろうかと推察せざるをえない。また、著者も
そのように考えているようである。それがつぎの文章にみられる。

「君主が官僚行政を拡大し、直属の軍隊を維持するためには、国民か
ら規則的に租税をとりたてる必要があったが、貴族や上級聖職者の領主権
がまだ生きのびていたことなどから、それは不可能であった³」。

この文章では、国王は領主権の生きのびている所では、規則的に租税を
取り立てることができないと書いている。そうすると、国王の権力はまだ
地方領主の領地には入ってはいけなかったと解釈されるから、一つの王国
で、一方に国王の支配する地域があり、他方で地方領主の領地が独立的な
状態のまま残っていると解釈できる。

これでは、絶対主義以前の封建制度の状態とあまり変らない。なんのため
の中央集権かといいたくなるはずである。正しい解釈はこうである。絶

1 『世界史』改訂版、村川堅太郎、江上波夫、山本達郎、林健太郎、山川出版社、
1986。

2 同書、176ページ。

3 同書、176ページ。

対主義の時代になると、王権はすべての領主を服属させたが、租税徴収については二通りの方法があった。一つは、領主権に服属している者から租税を徴収する方法である。第二は、領地内部の徴収権は領主に一本化させておいて、その領主に上納金を要求する方法であった。第二の方法は、イギリス絶対主義にみられる。絶対主義の段階とはいえないけれども、日本の徳川幕府は諸大名にさまざまな名目で上納金を要求したり、幕府のための工事を特定の大名の負担で行わせていたが、そのような状態に第二の方法が相当する。

第一の方法はフランス絶対主義にみられる。フランスでは、領地の中に国王の徴税権が入り込んだ。これは日本人には理解しにくいことではあるが、事実である。農民がある領主のもとで土地を保有しているとする。この農民は、領主には貢租を支払い、国王には国王の租税を支払った。平易な言葉でいえば、二重払い、二重取りがおこなわれたのである。したがって、この教科書でいうように、租税のとり立てが不可能であったという表現は、フランス絶対主義からみると正しくない。

まして、租税取り立て不可能の理論を、つぎの文章の中で、重商主義の原因になるかのように結びつけることは、一種の庇理屈になってしまう。

「そのため、絶対主義をめざす君主たちは、世界商業の展開とともに、国内の産業を保護・育成し、海外貿易を振興することによって、できるだけ多くの貨幣を手に入れようとつとめた。このような政策を一般に重商主義とよび、これが、植民地をめぐる争いや王位継承問題とならんで、絶対主義時代の戦争の大きな原因⁴となった」。

もし地方領主の領地内部からの租税徴収が可能であったならば、重商主義政策を取らなかったのかと質問されると、どのような解答をすればよいのかというのである。このような自分勝手な理屈を作って重商主義の原因

4 同書、176-177ページ。

を説明するのは、混乱を招くだけである。

II 王権もまた領主の組織したものであったこと を書くべきである

このような奇妙な理論はどうしてできたのか、それを学説史的にふりかえってみたい。それには、同じ種類の教科書の古い物を参考にしなければならない。8年前の『標準世界史』山川出版(昭和53年)をみると、以下のように絶対主義を説明している。

「絶対主義 中世末から近代はじめにかけて封建諸侯が没落すると、西ヨーロッパ諸国では国王による行政・司法・軍事などの中央集権化がすすんだ。このような政体を絶対主義とよぶ。国王は国家をおさめるために多くの官吏や常備軍をおかねばならず、そのために多額の貨幣が必要となったので重商主義政策をとり、輸入をおさえて輸出を奨励し、国内産業を保護・育成し、植民地を經營して貨幣の流入をはかった。こうして絶対主義下では、商工業の発展にともない市民階級の勢力が増大したが、経済的基盤はやはり農業であった。貴族・僧侶・平民の身分制度はきびしく、平民はほとんど政治に参加できず、社会の各方面に封建的な制度がのこっていた。しかし、平民のうちの市民階級の勢力が伸びてくると、かれらは現状の不満を政治制度の改革にもとめて立ちあがった。これが市民革命である。しかし、一部の諸国では貴族の勢力が長くのこって、市民階級の成長がおさえられ、絶対主義的な形態が19世紀ないし20世紀までもつづいた」⁵。

封建諸侯は没落した。国王による中央集権が進んだ。官吏、常備軍を置

5 『標準世界史』村川堅太郎、江上波夫、山本達郎、林健太郎、山川出版社、昭和53年、149-150ページ。

いた。市民階級の勢力は増大したが、身分制度は厳しく、社会の各方面に封建的な制度が残った。これが説明の要点である。

8年後の現在の説明とどこがちがうかといえば以下のようになる。以前は封建諸侯が没落したといいきるから、読者は封建諸侯を中世の領主と考えて、領主が没落したと理解する。そうすると、絶対主義の時代には、もはや領主も領地もないと解釈できる。そこで、極端な人は、国王が唯一最高の領主であるという理論を、日本で振りまわしていたのである。

この国王のもとに、一方で土地も領地も失った貴族があり、他方で市民階級があり、どちらも王権に頭があがらなかったという形で、絶対主義の均衡論が説明されていた。

このような日本の学界の大勢にたいして、絶対主義の時代にはまだ中世の領主の延長が強国に残存していると指摘し、これを何度も書いたのは私であった。すくなくとも、フランスの事実をもとにしてこれを主張した人が他にあったことを私は知らない。

さて、私がフランスの名門貴族、大領主が絶対主義の時代にも残存していたことを紹介すると、この教科書の8年前のように、「封建諸侯が没落する」という表現を続けることは適当ではなくなった。何人かの封建諸侯は没落したが、何人かは残ったのである。

こうなると、領主が残ったことを書かなければならない。そこでこの教科書は、領主の残存について書いたのであるが、まだ十分にその意味するところを知らない。そのため、領主、領地の残存を一方に書き、他方で国王の支配する地域を書き、両者を並列に置いたのである。

重要なことは、国王の権力もまた、領主の一部によって組織されたということである。これを書かなければ、絶対主義の本質がまだわからない。たとえば、この教科書が「貴族や上級聖職者の領主権がまだ生きのびていた」と書いたところの上級聖職者は、フランス絶対主義のもとでは王権を

のものを構成していたのである。フランス絶対主義を確立したリシュリュー宰相は枢機卿であって上級聖職者の頂点にあり、その後継者マザラン宰相も枢機卿であり、ルイ15世の蔵相テレー、ルイ16世の実質的蔵相ブリエヌも前者は僧院長、後者は大司教と、ともに上級聖職者であった。

しかし、この教科書の著者は、まだ過去の均衡説の影響から抜けきることができない。そこで、王権と地方領主を対置させ、王権については、ただ抽象的な官僚、軍隊の表現だけでとどめている。ここに、絶対主義の一般理論についての、この教科書の間違いがある。

Ⅲ 絶対主義の一般理論とフランス絶対主義の 解釈がくいちがっている

前説と関連することであるが、この教科書の著者は、王権の説明について、一般理論と矛盾したことを書いている。もちろん、教科書は必しも一人の人が書いたわけではないから、絶対主義の一般理論を書いた人と、フランス革命を書いた人が別人であったのかもしれない。しかし一つの本の流れとしては問題があるので、論旨の矛盾について指摘しておかなければ、読者が迷惑をこうむる。

フランス革命前の王権について、著者は以下のように書いている。

「王権とその官僚機構の拡大にともない、聖職者（第一身分）・貴族（第二身分）などの領主層は、王の威光を背景に重要な官職を独占し、免税権をはじめ各種の特権を享受し、広大な土地を所有して、人口の大部分を占める農民から高い貢租・地代をとりたてていた」。

これによると、領主達は王権を組織し、財政特権を持っていたことが書かれている。これはまったく事実の通りである。こうなると、王権の官僚

6 『世界史』山川出版社、1986、217ページ。

とは領主であったことがあきらかとなるが、この点についての具体的な事実の証明については、過去に行った人がいなかった。日本では、私が最初にこれを詳しく証明した⁷。

そうすると、前に述べた一般理論とは矛盾する。この教科書の絶対主義に関する一般理論では、官僚・軍隊が君主だけのものであるかのような表現がなされていて、領主は王権に対立する地方領主だけであったかのような表現になっている⁸。その41ページ後のフランス革命に関する文章では、王権とは領主層の組織するものであるとなっている。この二つの矛盾をどう釈明できるかというのである。これでは、高等学校の生徒が、この二つの点に疑問をもって質問したとき、答えようがないではないか。

VI 領地, 土地所有, 貢租, 地代の用語を混同している

王権と領主のことを述べたあとで、この教科書は領主層が広大な土地を所有して、農民から高い貢租、地代を取り立てていたと書いている。

これだけの文章の中に、かなりのまちがいが含まれている。広大な土地を所有したというが、これでは領地と土地が混同されてしまう。現実には、広大どころか、ほとんどすべての領地を領主が所有していたのである。

「領主なき土地は無し」という言葉があったくらいである。厳密にいうならば、領主に従属しない土地も例外的には存在した。しかし、それは教科書の水準で書くべきほどのものではない。また、広大な土地というと、現代社会において、たとえば中南米のように広大な土地を所有する大地主が

7 小林良彰『フランス革命経済史研究』ミネルヴァ書房、昭和42年、210-220ページ。『フランス革命の経済構造』千倉書房、昭和47年、1-38ページ、181-186ページ。『フランス革命史入門』三一書房、1978年、18-36ページ。

8 『世界史』山川出版社、1981、176ページ。

一方にいて、他方で中小農民がいるというような分布を読者は思い浮べてしまう。これでは、封建社会の延長であるフランス絶対主義の時代にたいする理解がゆがめられる。土地所有という意味では、「広大な土地」というと誇張になる。領地の大部分を第一身分と第二身分が所有していたが、土地所有の比重でいうと約30パーセントとなる⁹。

土地を所有したために、農民から高い貢租、地代を取り立てたとこの教科書は書いている。つまり、土地を所有することが、貢租、地代を取り立てる権利につながるかのようにならされている。しかし、貢租というものは、単純な土地所有者にたいして支払うべきものではない。貢租は、封建領主にたいして支払う一種の地代であって、それは封建地代ともいわれる。

事実、この教科書においても、封建地代¹⁰の言葉が別な個所で使われている。正しい表現でいうと、土地を所有する者は地代を取り立て、領地を所有する者は貢租（封建地代）を取った。その区別をつけずに、貢租と地代を並べると、読者の頭は混乱させられる。あるいは、著者の頭も混乱しているのであろう。

したがって、ここの文章では、領主層が大部分の領地を所有して、貢租を取り立てたと書くべきである。領主が土地を所有したと書いたのが間違いであり、著者が物事の本質をよく知らなかったことを示すものである。

それでは、土地所有についてどう考えるべきかという、これはすでに解説ずみのことである。もし領主層が土地をもっているとすれば、それは領地の中の直営地（直領地）のことであり、この土地についていえば、もし小作人に貸し与えたときには、地代を取った。ただし、貸借関係を作らずに、日雇農民を使って直接経営をしていた領主もいたので、つねに地代

9 小林良彰「教科書におけるフランス革命論の誤り」(1)一『詳説世界史』山川出版社の場合一その1 (『同志社商学』第38巻第3号, 1986) 6 ページ。

10 『世界史』山川出版社, 1986, 219ページの注。

を取り立てていたというわけではなかった。また、領主でない貴族と下級聖職者の中には、「土地所有者」と呼ばれるべき者がいた。この人達は、土地を貸して地代をとりながら、領主にたいして貢租を支払った。¹¹

V 貢租の重さを誇張しすぎている

「高い貢租」という表現で、貢租の重さをこの教科書は強調しているが、これは正確にいうと誇張である。貢租の負担率がどれくらいであったかという事を、実証的に研究した成果はフランスにいくつかあるが、必しもこれが高いとか、重いとかいう事実が証明されないのである。私がフランス人の実証的な研究を調べてみると、重い所もあり軽い所もあり、とるに足らない所もあった。¹²

日本では、私以外にこうした事実を紹介した人は無いはずであるから、この著者が「高い貢租」と書いたときの「高い」という位置付けは、いいかげんな概説書をもとに書いたか、自分の想像で書いたか、どちらにしても根拠のあるものではない。

著者がここで貢租の高さを強調するのは、そのつぎの段階で、バスチーユ占領直後に農民一揆が起ったことを説明するための前提として書きたかったからであろう。たしかに、貢租の重いところで農民一揆が起ったであろうことは想像できる。この点について私は否定しないが、農民一揆がフランス革命の原因、結果を作ったかのようにいうとまちがいになる。¹⁴

農民一揆がフランス全土をおおったわけではなく、平穏な地域も多かった。ロベスピエールは国民議会での演説の中で騒乱について語りながら、

11 拙著前掲論文(1)の1 (『同志社商学』第38巻第3号) 4-5ページ。

12 拙著『フランス革命経済史研究』183-184ページ。『フランス革命の経済構造』145-147ページ。『フランス革命史入門』78ページ。

13 『世界史』山川出版社、1986、219ページ。

14 拙著前掲論文(1)の1 (『同志社商学』第38巻第3号) 14-20ページ。

「しかしブルターニュは平静であり、いくつかの州もまた平静である¹⁵」と述べている。

つまり、農民一揆がフランス革命の原因、結果になったのではない。貢租の重さをフランス革命の原因、結果に結びつけようとするこの教科書の著者の書き方は、ある種の先入観にもとづくものであって正しくない。

IV 誤解の種をまく「中産市民」と「上層市民」 の表現

この教科書では、商工業者のことをあるときは「中産市民」と書き、ページの中には「上層市民」と書く¹⁷。このような場あたりの表現では、読者をますます混乱させる。

正確にいうならば、この教科書で使われた「中産市民」という表現は、貴族社会の下における商工業者、金融業者を意味する。この時代、上流階級は貴族であり、それからみると商工業者、金融業者（ブルジョア）はいかに富を蓄えても中産階級としての扱いであり、卑しい身分と考えられていた。日本の徳川時代における、町人という響きとフランスのブルジョア（卑俗）が同じだと思えばよい。¹

これを読者が納得したうえで中産市民というならば問題はないが、今度はなんの説明もなしに、自由主義貴族と並べて上層市民と書くから混乱が起きる。中産市民が商工業、金融業者であったとすると、上層とは何を指すのか、商工業者、金融業者よりも上層という意味ならば、上層市民とは貴族を指すのではないかと思う人もいるだろう。あるいは、貴族以外の上層かと思う人もいるだろうが、貴族以外の上層で、しかも商工業者、金融

15 拙著『フランス革命の経済構造』223ページ。

16 拙著前掲論文(1)の1（『同志社商学』第38巻第3号）15ページ。

17 『世界史』山川出版社、1981年、218、219ページ。

業者ではないとすると、何が問題になっているのかわからないので、上層市民とはなんのことだかわからなくなってしまふ。

正確にいうと、中産市民は、この教科書の文脈からするならば、商工業者、金融業者一般であり、著者が上層市民と書いたところの勢力とは、商工業者、金融業者の中の最上層であり、領地を買入れ、貴族の称号を手に入れ、ときに法服貴族(司法官)となり、または徴税請負人その他の官職を手に入れて、王権に深いかわり合いをもっていた者であった¹⁸。教科書の水準で引用できる人物としては、ラヴォアジエが適当であろう。

VII テュルゴー、ネッケルの役割にたいする 誤解

国王ルイ16世と財政再建、テュルゴー、ネッケルの蔵相登用については、前に述べたことと同じような誤解の種が含まれている。それは国王が積極的にテュルゴー、ネッケルを登用したかのように書くことであり、もう一つは当時の蔵相がこの二人しかいなかったかのように書くことである。

「ルイ16世の即位以来、王は財政再建のためさまざまな改革をくわだてたが……、重農主義者のテュルゴーや銀行家のネッケルを蔵相に登用したのは、この努力のあらわれである²⁰」。

前にも説明したように、この二人以外の蔵相の任期の方が長く、かつ強力な力を持ち、特権身分の利害に沿った政策を行った。テュルゴー、ネッケル二人だけが、野党的勢力に押されて登場し、国王の好みとは無関係に一時的に財政の実権をにぎり、財政改革の試みを進めた。

18 拙著『フランス革命経済史研究』266ページ。『フランス革命の経済構造』266-268ページ。『フランス革命史入門』133-134ページ。

19 拙著前掲論文(1)の1 (『同志社商学』第38巻第3号) 7-9ページ。

20 『世界史』山川出版社、1981、218ページ。

VIII バスチーユ占領を下層市民の蜂起に結び つける間違い

バスチーユ占領の直接的原因として、この教科書はつぎのように書いている。

「王は…まもなく保守的貴族におされて議会を武力で圧迫したから、怒ったパリの下層市民は蜂起し、7月14日、王政の象徴とみなされていたバスチーユ²¹牢獄を占領した」。

保守的貴族とは官廷貴族の主流でかつ保守派であった。彼らが議会を圧迫したからパリの反乱が起ったのではない。国王の武力はヴェルサイユにあった議会にむけられたのではなく、直接パリ占領にむけられた。

これにたいしてパリの下層市民が蜂起したというのは、誤解を招く書き方である。これなら、まるで現代の都市暴動のようなものである。著者は、現代の意識で過去を描いているにすぎない。

これも以前に説明したように、この蜂起は上層の銀行家、商工業者がパリの市民を煽動し、組織した結果であった。また、彼らが軍隊の下士官、兵士を買収、説得して味方に引きつけ、反乱に合流させた。銀行家の中には、従業員とともに武装して戦闘に参加した者もいた。この反乱は、下層市民の暴動に限定されるべきものではなかった。

したがって、反乱が成功したあと、この教科書でいう上層市民、つまり商工業者、金融業者（銀行家）の上層が革命政権の指導権をにぎることになったのである。下層市民だけが蜂起して成功したというのならば、どうして下層市民の政権ができないのかという質問に答えられないはずであ

21 同書、218ページ。

22 拙著前掲論文(1)の1（『同志社商学』第38巻第3号）13-14ページ。

る。

まして、この教科書のように、注で下層市民の蜂起の説明として、「先
 年来の凶作で、貧しい小市民はパンの値上りに苦しんでいた²³」と書くと、
 食糧不足がバスチーユ占領の直接的結果であるかのように思われてしま
 う。そうすると、この教科書が書いているように、保守的貴族に押されて
 議会を圧迫したから、パリ市民が怒ったという説明と矛盾するではない
 か。もし食糧不足で暴動が起こるのであれば、それだけの理由で暴動が起
 こるのであり、保守的貴族と商工業者の対立などはどうでもよくなるはず
 である。

この点についてももう少しいうと、食糧不足がバスチーユ占領の直接的原
 因であるとしている本は、どこにもないはずである。たしかに、フラン
 ス革命の前後を通じて、食糧暴動はたびたび起きている。また、そうした
 底流が一般的にあって、そこに何らかの政治的対決がおこったときに、下
 層市民が反政府運動の方向に動員されやすいことはたしかである。しか
 し、そうした底流を一つの運動に変るためには、別な原因、結果がなけれ
 ばならない。もし下層市民だけが蜂起して、貴族も商工業者もそっぽをむ
 いたときには、こうした運動はかんたんに鎮圧されてしまう。

実際には、以前に私が解説したように、官廷貴族の保守派が権力を固
 め、彼らの考える財政政策を推進する決意を示したため、商工業者、金融
 業者が自分達の破産を心配して闘争にふみぎったところから、パリの反乱
 がはじまったのである。

IX バスチーユ、農民一揆、封建的特権の廃止 の筋書が誤まっている

この教科書も、バスチーユ占領の延長として、「農民一揆」が起り、「貴

23 『世界史』山川出版社、1986、218ページ。

族の亡命」がその結果として発生したかのように書き、さらにその延長として、封建的特権の廃止がおこなわれたと書いている。

「これに応じて封建領主に対する農民一揆が各地でおこり、貴族の一部が国外亡命をはじめるといふ情勢のもとで、国民議会は8月4日、封建的特権の廃止を決定し²⁴」。

この文章についても、『詳説世界史』と同じような批判をしなければならぬ。

まず、「これに応じて」というと、この農民一揆が、バスチーユ占領に呼応した運動であるかのように思われる。しかしそうではない。パリにおける騒乱が各地に人心不安を引きおこし、これが、潜在的に蓄積されていた領主への不満に火をつけた。

しかしこの農民一揆は、国民議会の側に立った貴族の領地内部においても引き起されたのである。そのときの自由主義貴族は、一方で国民議会の側に立って王権に抵抗し、他方で自分の領内の農民一揆に対立したのであった。しかし、両方と格闘することは不可能であったから、農民にたいする部分的譲歩の政策を打ちだした。これが8月4日の宣言であった。

バスチーユ占領以後、貴族の一部が亡命したとしても、これは農民一揆のためではなかった。農民一揆は8月4日の宣言で鎮静にむかったので、貴族(領主)はたとえ一時的に逃げだしても、また城にもどることができた。それにもかかわらず国外に亡命を続けた貴族は、農民一揆に追われて亡命したのではなく、バスチーユ占領をめぐる対決で敗北した者であった。この教科書でいう「保守的貴族」であり、その具体的名前をいえば、コンデ大公とかポリニャック公爵のような、官廷貴族の中心人物であった。彼らが、バスチーユ占領をめぐる騒乱で敗北し、権力を失い、報復の的になったから逃げだしたのである。²⁵

24 同書、219ページ。

25 拙著前掲論文(1)の1 (『同志社商学』第38巻第3号) 15-20ページ。

X 国民議会の改革について間違った説明を している

国民議会が行った改革について、この教科書は「土地制度の改革」を書いている。現実の文章はつぎのとおりである。

「同時に国民議会もパリにうつり、ラファイエット・ミラボーらの自由主義貴族や上層市民を代表する議員の指導のもとで、地方自治体の整備や土地制度の改革、教会財産の没収、経済の自由、ギルドの廃止などの諸改革をすすめていった」²⁶。

このような形で、改革の中に土地制度の改革が入ると、読者はわかったようなわからないような気持になる。その前に8月4日の「封建的特権の廃止」が紹介されており、それに注が打たれて、無償廃止の部分と有償廃止の部分が説明されている。

「近代に入っても残存していた農奴制、教会への十分の一税、領主裁判権などが廃止された。ただし、生産物や貨幣による封建地代から解放されるためには、農民は多額の金を支払わねばならなかった」²⁷。

土地問題の改革は、この時点で終わった。これを成文化するための実務的な仕事は継続して続けられたけれども、土地にまつわるものでこれ以上の改革はなかった。したがって国民議会がそれ以後にすすめた「土地制度の改革」という文章は、なにをいっているのか、著者にも読者にもよくわからないはずである。

また、この教科書でも『詳説世界史』と同じく、財政問題を軸としてはじまったフランス革命が、財政問題をどのように解決したかについてはふ

26 『世界史』山川出版社、1986、219ページ。

27 同書、219ページ。

れていない。つまりバスチーユ占領によって国民議会在が権力を握り、財政の実権を握ったから、財政改革をおこない、租税の徴収権を行使して、聖職者、貴族の財政特権を制限し、彼らにたいする課税を強化した。そのような政策の一環として、この教科書に書かれている教会財産の没収があった。この点を明確にしておかなければならないが、この教科書はその点にふれていない。そうした欠点については、すでに説明してきた²⁸。

XI フィヤン派とジロンド派の説明が十分 ではない

この教科書は、立法議会における党派をフィヤン派對ジロンド派とし、ジロンド派が中産の商工業者を基盤とするという。

「立法議会では、これ以上の革命の進展をのぞまぬ立憲君主制論者のフィヤン派とならんで、穏和な共和主義を奉ずるジロンド派が有力になった。中産の商工業者を基盤とするジロンド派は、革命の波及をおそれる諸外国の君主がフランスへの干渉をくわだて、国内でも反革命の動きが活発になると、92年の春、政権をにぎり、王にせまっておーストリアに宣戦させた²⁹」。

すでに説明してきたように、ジロンド派と呼ばれる党派が成立したのは一年のちのことであり、この時点では、ジロンド派も、後年のジャコバン派と呼ばれるグループとともに立法議会での左派を形成しており、この時点での院外団体としてのジャコバンクラブを足場にして³⁰いた。ただ、教科書の水準でそのように説明することは煩雑になるから、これをジロンド派といっても大差はないであろう。

28 拙著前掲論文(1)の1 (『同志社商学』第38巻第3号) 20-21ページ。

29 『世界史』山川出版社、1986、220ページ。

30 拙著前掲論文(1)の2 (『同志社商学』第38巻第4号) 2-3ページ。

しかし、ジロンド派を中産の商工業者と規定するのは無理があり、そのような理論は、一般的なフランス革命史においても公認されていない。この表現は、教科書の著者の勝手な発明といえる。フィヤン派が上層であるから、つぎのジロンド派を中産とし、つぎにでてくるジャコバン派を下層とすれば説明がつくと勝手に思いこんだのであろう。実際には、ジロンド派の有力メンバーが一流の銀行家、大商人であり、本人がそうでないばあいでも、この勢力の代表者であったことはよく知られている。したがって、この教科書流に表現するならば、ジロンド派もまた上層の商工業者を基盤としたといわなければならない。この点については、通俗的なフランス革命史でも、昔からそう主張してきたのである。それを変更して、中産の商工業者と書いたことは、この教科書の著者の勝手な解釈でありまちがいである。

ジロンド派内閣の大蔵大臣クラヴィニールは当時一流の銀行家であった。ジロンド派の名は、ジロンド県出身の議員がはなばなしく活躍したために、後世になってもちいられた名称である。そうした議員の中で、ボワイエ・フォンフレードやデュコは、豊かな貿易商人、あるいは大商人のグループに層していた。³¹

同じく上層の商工業者でありながら、フィヤン派とジロンド派にわかれた理由を説明できなければならない。それは旧体制、絶対主義の王権あるいは領主権にかかわりあいが深かったか、浅かったかのちがいであった。たとえば、旧体制下の官職をもっていたとか宮廷に多額の貸付をしていたとか、徴税請負に参加したとか、領地を買い込んでいたとか、貴族の資格を取得したとか、官廷貴族と縁組したとか、このようなばあいは商工業者、金融業者でも、フィヤン派にまとまる傾向があった。³²

31 拙著『フランス革命経済史研究』130, 135-137ページ。『フランス革命の経済構造』301-302ページ。『フランス革命史入門』204-206ページ。

32 拙著『フランス革命の経済構造』284-286ページ。

XII ジャコバン派の台頭を論じるのが早すぎる

国民公会の最初の年、すなわち1792年9月以後のジロンド派政権の時代について、この教科書はすでにジャコバン派（山岳派）が強くなったかのように書いている。

「国民公会の内部では、こうした情勢のもとで、しだいに保守化してゆくジロンド派にかわって、下層市民や農民の支持をうけるジャコバン派が台頭した。ロベスピエール・ダントンらに指導されるこの急進共和主義者たちは、1793年1月、ついにルイ16世を裁判のすえ断頭台（ギロチン）におくった³³」。

この文章の中で「台頭した」という言葉がどのようなつもりで書かれたのかはわからない。しかし、実際に当時権力を動かしていた者はジロンド派指導者と平原派の有力者であり、ロベスピエールは野党の人物として、政策の決定にたいしてはなんらの役割も持っていなかった³⁴。ダントンは、立法議会の末期にジロンド派と手を組み、一時法務大臣になったことがある。国民公会の初期には、ジロンド派内閣と協力し、ベルギー戦線への派遣委員となり、その後しだいにジロンド派からはなれ、山岳派に接近してきたが、行政、軍事の権力からは離れた。したがって、この「ジャコバン派の台頭」という言葉は、野党勢力の結集、強化という意味に用いるならば正しいけれども、もしロベスピエールが権力にまで到達したかのようにいうのであれば、それはまだ気が早すぎるというべきである。もしダントンを主体として論じるつもりならば、ダントンは時の流れに逆行して権力の座から離れていったから、「台頭」という表現は不適当になる。

33 『世界史』山川出版社、1986、221ページ。

34 拙著前掲論文(1)の2（『同志社商学』第38巻第4号）4-7ページ。

XIII ジャコバン派の役割の過大評価について

また、ジャコバン派が下層市民や農民の支持を受けたと書いているが、支持を受けたということ、その利害を代表していたと解釈させるつもりならば、誤解の種をまくことになる。

国民公会におけるいわゆるジャコバン派は、下層市民や農民の利害を代表する党派ではなかった。正確にいうと、ジャコバンクラブは院外団体であり、ジロンド派と対立した国民公会の党派は山岳派（モンタニヤール）と呼ばれ、下層市民や農民の代表者ではなく中流の商工業者と小商工業者の代表者であった。ジャコバンクラブはもともと自由主義貴族、上層市民（商工業者、銀行家の上層）から小商工業者までを含む院外団体であり、次第に上層が排除されて、1794年に入ると小商工業者、自由業者、手工業の親方層の集団に変質していった。

もし、この教科書のように、ジャコバン派が下層市民や農民の支持を得ていたとして、これが独裁政治をしいたと仮定すると、恐怖政治の時代は、下層市民と農民の独裁政治ということになり、一種の社会主義政権がここにできたかのような誤解を与えてしまう。フランス革命では、実際にはそこまでの展開に至らず、むしろ未だブルジョアジーの政権のまま恐怖政治の時期を通過した。この点が重要な論点になってくる。³⁵

ルイ16世の処刑が、「ロベスピエール・ダントンらに指導される急進共和主義者」の行為であったかのように書くのは、前にも書いたように歴史の単純化である。ルイ16世の裁判と処刑は、国民公会でおこない、ジロンド派も山岳派もそして中間の平原派も一人一票を行使した。しかも、一人一人が自分の理由をのべて、賛成か反対かに投票したのであった。そし

35 拙著『フランス革命経済史研究』113ページ。

て、平原派は二つに割れ、賛成と反対の側に投票した。したがって、ルイ16世の裁判と処刑は、ロバスピエール・ダントンの仕事とは断定できない。³⁶

XIV 付録 この論文に関係する教科書の原文

絶対主義 スペインやイギリス・フランスなどで、16、17世紀ごろにできあがってきた強大な君主権力による統一的な国家統治の体制は、絶対主義ないし絶対王政とよばれる。

封建制のもとでは、国王も最高の封建領主にすぎず、諸侯がそれぞれ独立の君主として、下級の領主たちをしたがえながら、自分の領地を支配していた。しかし、荘園領主制がゆらぎ、騎士が軍事上の意義を失うにつれて、このような分権体制は維持しにくくなり、また市民階級も、商業上の利害から権力の集中と国内治安の確立をのぞむようになった。

そこで諸国の君主は、公共の利益を代表しつつ、官僚機構の組織によって、司法や行政の統一化をすすめていった。しかし、イギリスを別とすれば、絶対主義の時代になっても、地方領主による社会・経済的な農民支配はまだ長くもたれ、市民階級のあいだでも、王権の発展にむずびついて利益をえたのは、とくに大商人や金融業者のような上層部だけで、手工業者の地位は低かった。

君主が官僚行政を拡大し、直属の軍隊を維持するためには、全国民から規則的に租税をとりたてる必要があったが、貴族や上級聖職者の領主権がまだ生きのびていたことなどから、それは不可能であった。そのため、絶対主義をめざす君主たちは、世界商業の展開とともに、国内の産業を保護・育成し、海外貿易を振興することによって、できるだけ多くの貨幣を

手にいれようとつとめた。このような政策を一般に重商主義とよび、これが、植民地をめぐる争いや王位継承問題とならんで、絶対主義時代の戦争の大きな原因となった。³⁷

フランス革命とナポレオン体制

旧制度の危機 アメリカ独立にすぐつづいて、ヨーロッパの代表的な絶対主義国家であったフランスに、その統治体制を根本からつくりかえる大革命がおこり、諸国にいっそう深刻な衝撃をあたえた。

フランスにおける絶対王政崩壊の原因は、うちつづく戦争による出費のためにまったくゆきずまった国家財政であるが、根本的な原因は、特権（法の前の不平等）の原理にたつ旧制度（アンシャン＝レジーム）のもとで、18世紀にますますはっきりしてきた社会的矛盾にあった。王権とその官僚機構の拡大にともない、聖職者（第一身分）・貴族（第二身分）などの領主層は、王の威光を背景に重要な官職を独占し、免税権をはじめ各種の特権を享受し、広大な土地を所有して、人口の大部分を占める農民から高い貢租・地代をとりたてていた。

いっぽう平民（第三身分）のなかでも、都市の下層民と農民は重税に苦しみ、貧しい生活をしいられていたが、近代初期以来商工業の発展で富をたくわえてきた中産市民は、しだいにその経済力と不合理な身分制度の矛盾にめざめ、新しい社会・政治体制の樹立をのぞむようになった。

ルイ16世の即位以来、王は財政再建のためさまざまな改革をくわだてたが、特権身分の抵抗にあって失敗し、結局彼らの要求をいれて、2世紀近くもひらかれたことがない三部会の召集にふみきった。

革命の勃発と立憲王政 1789年5月、ヴェルサイユ宮殿で聖職者・貴族・平民の三部会がひらかれると、数のうえで過半を占める平民代表は身分別の議決方式に反対して特権諸身分とまっこうから対立し、ついにはみ

37 『世界史』山川出版社、1986、176-177ページ。

づから国民議会と称して、特権身分のうち彼らに同調する者をくわえつつ、“球戯場(テニスコート)の誓い”をおこなって、憲法の制定に着手した。王はこうした動きに対し、いったんは譲歩をみせたが、まもなく保守的貴族におされて議会を武力で圧迫したから、怒ったパリの下層市民は蜂起し、7月14日、圧政の象徴とみなされていたバスティーユ牢獄を占領した。

これに応じて封建領主に対する農民一揆が各地でおこり、貴族の一部が国外亡命をはじめるといふ情勢のもとで、国民議会は8月4日、封建的特権の廃止を決定し、8月26日には人権宣言を採択した。この宣言は、アメリカ独立宣言にならって、すべての人間の自由・平等、人民主権、私有財産の不可侵を主張したものである。しかし王と宮廷はこれを認めず、なおも議会の弾圧をくわだてたので、10月初めパリ民衆は女性を先頭にヴェルサイユへの示威行進をおこない、王をパリにうつした。

同時に国民議会もパリにうつり、ラファイエット・ミラボーらの自由主義貴族や上層市民を代表する議員の指導のもとで、地方自治体の整備や土地制度の改革、教会財産の没収、経済の自由、ギルドの廃止などの諸改革をすすめていった。彼らは立憲君主主義者で、王政そのものを廃止する意志はなく、91年9月に制定された憲法も、富裕な市民の選挙にもとづく立憲王政を定めたものであったが、それに先だって6月に国王一族がオーストリアへの逃亡をくわだてたことは、国民の王に対する信頼を失わせた。

共和政の樹立 このため、憲法にもとづいて選挙された立法議会では、これ以上の革命の進展をのぞまぬ立憲君主制論者のファイヤン派とならんで、穏和な共和主義を奉ずるジロンド派が有力になった。中産の商工業者を基盤とするジロンド派は、革命の波及をおそれる諸外国の君主がフランスへの干渉をくわだて、国内でも反革命の動きが活発になると、92年の春、政権をにぎり、王にせまってオーストリアに宣戦させた。しかし、王

党派の多いフランス軍の士気はふるわず、オーストリア・プロイセンの連合軍は国境をこえてパリをおびやかした。

このような祖国の危機を前に、パリの民衆は、立法議会の呼びかけで全国からあつまった義勇兵とともに8月10日テュイルリーの王宮をおそい、王は逮捕された。議会はただちに王権を停止してみずから解散し、新たに普通選挙による国民公会在が召集された(9月)。国民公会在では共和主義者が大多数を占め、義勇軍の勝利に力をえた彼らは、開会后ただちに共和政の樹立を宣言した(第一共和政)。

ジャコバン独裁 国民公会在の内部では、こうした情勢のもとで、しだいに保守化してゆくジロンド派にかわって、下層市民や農民の支持をうけるジャコバン派が台頭した。ロベスピエール・ダントンらに指導されるこの急進共和主義者たちは、1793年1月、ついにルイ16世を裁判のすえ断頭台(ギロチン)におく³⁸った。

38 同書, 217-221ページ。